

第4章 第3次障害者計画

第1節 自立生活の支援の推進

【現状と課題】

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、町では必要な情報提供に努めていますが、今後はさらに、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえたアクセシビリティのさらなる向上が求められています。

また、在宅で生活する障害のある人や高齢者が、より身近な日常生活の場で必要な支援が包括的・継続的に受けられるよう、高齢福祉の分野を中心に地域包括ケアシステムの推進に向けた取組も進めていきます。本町でも障害のある人や介助者の高齢化が進んでいることから、障害のある人の多様な相談に対応し、必要な支援につなげていくことができるよう相談窓口の充実を図っていく必要があります。

障害のある人の高齢化の問題とともに、近年では、障害の重度化・重複化や、「親亡き後」を踏まえたサービス提供体制のあり方や支援体制の充実が課題となっています。アンケート調査では、町の障害のある人の約1割が一人暮らしで、介助者がいる場合でも「将来的に介助できなくなった時のこと」への不安が6割を超えて高くなっています。

多様化し増大する福祉ニーズに対応していくためには、行政サービスだけではなく、住民参加の福祉活動も必要不可欠なものとなっており、身近な地域で障害のある人や高齢者を支えるボランティアの育成にも努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 自立生活に向けた支援の充実

（1）情報提供の充実

- ・行政情報の提供にあたり、情報通信技術（ICT）の進展を踏まえ、アクセシビリティのさらなる向上に努めます。
- ・町相談窓口・社会福祉協議会での相談を通して、障害福祉サービスや各種制度の利用について周知を図ります。

- ・障害のある人や家族、団体等の意見を幅広く把握し、障害者福祉施策の運営に反映していきます。

【主な取組】

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等を活用した福祉・保健・医療に関するサービスの周知
- 町役場窓口等での視覚・聴覚支援ツールの活用
- 障害者団体の活動支援を通じた当事者ニーズの収集及び施策運営への反映

(2) 相談窓口の充実

- ・障害のある人が身近な場所で総合的に必要なサービスを受けることができるよう、相談支援事業等の相談機能を充実させます。

【主な取組】

- 自立支援協議会等を活用した相談支援事業の充実
- 身体障害者相談員及び知的相談者相談員の支援
- 相談支援事業所と社会福祉課、保健センター等の連携による相談事業と訪問事業の充実

(3) 障害福祉サービスの充実

- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについて、障害のある人が必要なサービスを選択できるよう、サービス内容の充実及び必要な情報提供に努めます。
- ・障害福祉サービス事業所が安定した運営のもとにサービス提供ができるよう、サービスに携わる人材育成への協力や制度面等で、事業所への運営を支援します。

【主な取組】

- 障害福祉サービスの内容及び見込量は、第5章を参照。

(4) 地域生活支援事業の充実

- ・障害のある人及びその家族の日常生活を支えるため、利便性の高いサービスを提供できるよう日常生活支援事業の充実を図ります。

【主な取組】

- 地域生活支援事業の内容及び見込量は、第5章を参照。

2. 地域ぐるみの支援体制の充実

(1) ボランティア活動の充実

- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成に努めるとともに、境町ボランティアセンターが行う事業に対して支援を行います。
- 小学校の福祉教育では、車いす体験やボランティア体験等の学習を充実させていきます。

【主な取組】

- ボランティアの育成
- 境町ボランティアセンターへの支援
- 小中学校でのボランティア教育の充実

第2節 保健・医療の推進

【現状と課題】

発達障害などの障害のある児童が近年増加していますが、障害のある児童に対しては、できる限り早期に発見し、適切な支援につなげていくことが重要です。町では、妊産婦を対象とした保健指導や乳幼児を対象とした各種健診、育児相談を実施し、疾病等の早期発見と、関係機関と連携した早期療育指導の充実に努めています。

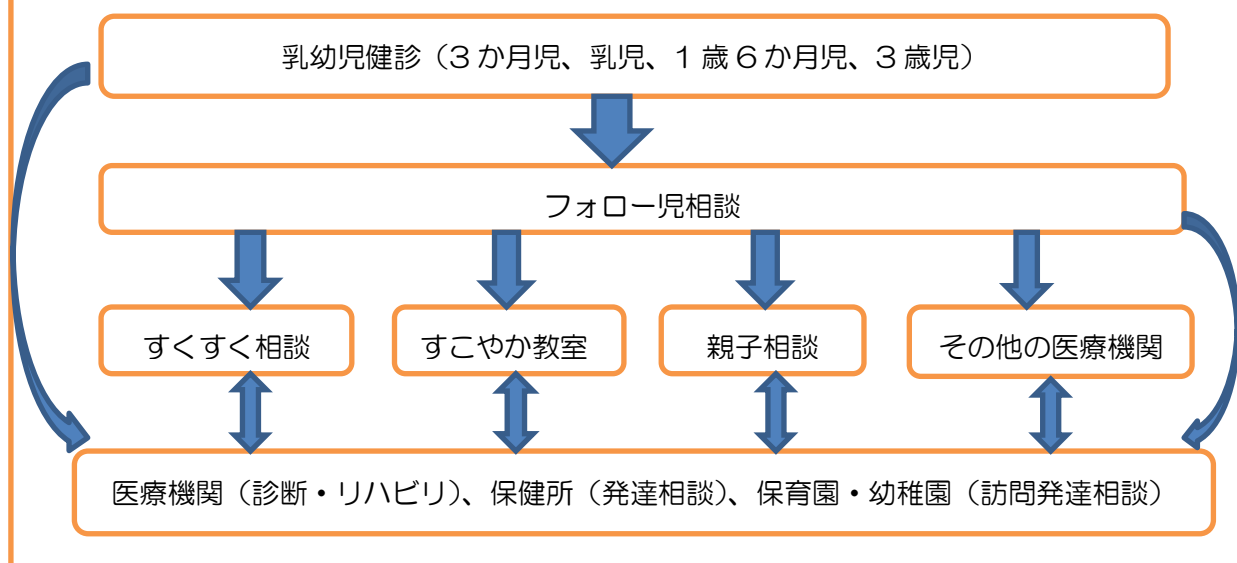
アンケート調査では、発達障害のある児童への支援として、「療育内容や施設についての情報提供」をはじめ、「療育」、「診断後の具体的な指導、フォローアップ」などが介助者から求められており、ライフステージを通じた支援体制の更なる充実を図っていく必要があります。

また、近年では生活習慣病に起因する脳血管疾患や糖尿病などが増えており、町の身体障害者手帳所持者のうち「内部障害」のある人が約3割を占めています。生活習慣病や各種疾病の重症化予防や早期発見のため、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図っていく必要があります。

医療的ケアの必要な障害のある人や児童に対応する支援体制の充実が課題となっていますが、アンケート調査でも、「在宅で医療的ケアが適切に利用できること」への要望が約3割となっていました。医療的ケアについては、町内の医療機関だけでは対応に限界があることから、町外の医療機関と連携・協力の体制を整備していく必要があります。

また、発達の状況や段階に応じて、自立した日常生活が営まれるよう、リハビリテーションを細やかに進めていくことも重要です。

【発達障害児支援フォロー図】



【施策・事業の展開】

1. 障害の原因となる疾病等の予防の充実

(1) 早期発見・早期療育の充実

- ・障害の早期発見・早期療育を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び事後指導、相談支援体制を充実します。

【主な取組】

- 妊婦健康診査及び事後指導の充実
- 乳幼児集団健康診査及び事後指導の充実

(2) 保護者への支援体制の充実

- ・障害のある子どもを持つ保護者に対して、障害に対する受容を進め、早期療育へつなげる上での情報提供や悩みを相談できる支援体制を充実します。

【主な取組】

- 妊産婦及び新生児、乳幼児を対象とした母子の訪問事業及び健康教育の充実
- 障害のある子どもを持つ保護者に対する相談支援体制の充実

(3) 地域療育体制の充実

- ・子どもの健全な発達を進めるための療育や支援の方法を充実させ、関係機関との連携を図り、地域での一貫した療育体制を充実します。

【主な取組】

- 保健師・臨床心理士等の専門職員による発達相談、親子相談、訪問相談等の実施及びすこやか教室指導の充実
- 県や児童相談所、医療機関との連携の強化
- 地域療育等支援事業の促進

(4) 健康づくり事業の充実

- ・障害の原因となる疾病等を予防するため、健診等による早期発見と生活習慣の改善に向けた取組を推進します。また、健康づくりに対する意識啓発に努めます。

【主な取組】

- 各種健康診査の充実及び受診率の向上

2. リハビリテーション及び医療の充実

(1) リハビリテーションの充実

- ・リハビリテーションや外来を実施する関係機関との連携により、障害のある人に対するリハビリテーション及び地域医療の充実に努めます。

【主な取組】

- 在宅生活の維持のための機能訓練事業の検討
- 茨城県指定小児リハ・ステーションとの連携
- 関係機関によるリハビリテーションの充実及び活動支援

(2) 医療費助成制度等の実施

- ・医療が必要な障害のある人に対して、経済的な負担の軽減を目的とした医療費の助成を実施します。

【主な取組】

- 医療福祉費支給制度（マル福）の実施
- 自立支援医療（精神通院・更生医療・育成医療）給付の実施

第3節 教育・文化・スポーツ等の振興

【現状と課題】

障害のある子どもがそれぞれの個性を発揮し、その能力を最大限伸ばしていくためには、個々の状態に応じた保育・教育の支援が大切です。町内の保育所では、集団の中での保育が望ましい障害のある子どもの受け入れを行っています。

小・中学校においては、特別支援学級を設置し、児童・生徒の障害の状態に応じた教育を行うとともに、特別支援教育について教職員への研修を行い、指導力の向上を図っています。また、町内にある茨城県立境特別支援学校との交流も行っています。

アンケート調査で、18歳以下の障害のある児童を介助している介助者のうち約5割が、療育などのほかに「障害児のための専門的な教育の充実」を望んでいましたが、今後も、発達障害その他の障害のある児童について、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育ができるよう、取組を進めていく必要があります。また、特別支援学校卒業後や地域生活への移行後に、本人の希望にあった日中活動の場を確保することも重要な課題となっています。

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法では、障害のある人のスポーツについて推進するとの理念が掲げられ、パラリンピック競技大会をはじめ、近年、障害者スポーツの積極的な振興が図られています。また、障害のある人の生活を豊かにするとともに、広く障害への理解と認識を深めるためにも、文化・芸術活動やイベント・交流事業等のさらなる展開を図っていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害児保育・教育の充実

(1) 障害児保育の充実

- 町内保育所において、家庭や専門機関と連携しながら、一人ひとりの障害の状態に応じた障害児保育を実施します。

【主な取組】

- 障害児保育については、第5章「障害児福祉計画」に再掲。

(2) 就学支援・相談体制の充実

- ・障害のある児童一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、関係機関と連携し相談の充実を図ります。
- ・就学前から学校卒業までを長期的な視点でとらえ、障害のある児童・生徒一人ひとりの状態に応じた教育支援を行います。

【主な取組】

- 教育相談室における相談の充実
- 特別支援学校と小・中学校や関係機関との連携強化

(3) 特別支援教育の充実

- ・身体・知的障害をはじめ、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育の充実に努めます。

【主な取組】

- 福祉・保健・医療・教育等の関係機関が連携した個別の教育支援計画の作成及び実施
- 学校における教育課程・指導計画・個別の教育支援計画を踏まえた個別の指導計画作成及び実施

(4) 教職員の資質向上

- ・様々な障害について教職員の理解を促進するとともに、特別支援教育に関する研修を行い、教職員の資質向上に努めます。

【主な取組】

- 教職員の資質向上のための研究・研修の推進

(5) 交流教育の推進

- ・教育上配慮を必要とする児童・生徒が、通常学級の児童・生徒との交流を図れる機会を提供します。

【主な取組】

- 特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流の拡大

(6) 放課後等の居場所づくり

- ・就学以降の健やかな成長と生活能力の向上を図るため、放課後や長期休暇の居場所づくりとして放課後等デイサービスに努めます。

【主な取組】

- 放課後等デイサービスの充実は、第5章「障害児福祉計画」を参照。

2. 文化・スポーツ活動の振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・障害のある人が日常生活の生きがいとして、スポーツやレクリエーションに参加できる機会を提供し、地域住民が一体となった活動の振興を図ります。

【主な取組】

- 県身体障害者スポーツ大会への参加支援
- 県ゆうあいスポーツ大会への参加支援

(2) 文化・社会活動の推進

- ・障害のある人が、生涯にわたり学習の機会を得られる機会を確保します。また、地域住民との相互交流を図る機会を充実します。

【主な取組】

- 町内で行われる各種文化活動の広報
- ボランティア活動への参加の促進
- 障害者団体の文化活動に対する支援

(3) イベント・交流事業の実施

- ・ 障害の有無を問わず、誰もが参加可能なイベントや交流事業を行い、障害のある人と地域住民との交流の拡大を図ります。
- ・ 障害者団体が行う社会活動や活動拠点に対する支援を行います。

【主な取組】

- 障害者団体が開催するバザーや交流会等に対する支援
- 障害者地域交流センター「あけぼの会館」を拠点とした障害のある人の社会活動及び交流機会の充実

第4節 雇用・就業・経済的自立の支援

【現状と課題】

障害のある人の地域における自立した生活と社会参加を進める上で、就労の場や地域活動の機会を確保することはきわめて重要です。

町では、公共職業安定所（ハローワーク）や障害者就業・生活支援センターと連携し、障害のある人の就労相談や職場開拓、トライアル雇用、ジョブコーチなどの取り組みを行っていますが、アンケート調査で、現在「働いている」と回答した人は約2割で、勤務形態については、パート・アルバイト、自営業・農林水産業、正職員の順で多くなっていました。

また、就労支援として必要だと思うことについては、職場の障害への理解、勤務時間や日数への配慮、通勤手段の確保が主な内容となっており、町内で就労を進めていくためには、関係機関との連携を一層強化しながら、地元企業などへの啓発に努めるなど、障害のある人の雇用促進に向けた環境づくりを進める必要があります。また、就労支援施設の支援力の向上や、就労者の増加に伴う定着支援の強化も課題となっています。

さらに、アンケート調査では、地域で生活するために必要なことについて、「経済的な負担の軽減」を求める声が約4割となっていました。経済的自立に向けた支援も重要であり、障害基礎年金等の周知と活用についても促していく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害のある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発

（1）障害者雇用の普及・啓発

- ・毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障害のある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。
- ・就業希望者を一定期間試行的に雇用し、その後本採用に結びつけるトライアル雇用の周知と普及に努めます。

【主な取組】

- 障害のある人の就労促進についての普及啓発
- トライアル雇用についての普及啓発

(2) 障害者雇用の促進

- ・公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の就労に関する機関との連携のもとに、障害のある人の雇用促進及び就労の定着をめざします。

【主な取組】

- 公共職業安定所（ハローワーク）開催の障害のある人の就職相談に対する支援・協力
- 公的機関における障害のある人の雇用促進

(3) 雇用・就労施策との連携

- ・公共職業安定所（ハローワーク）や事業所との連携を図り、トライアル雇用事業などを活用し、障害のある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。
- ・雇用・就労に関する施策との連携により、障害のある人の雇用の場の拡大及び就労の定着を図ります。

【主な取組】

- トライアル雇用事業との連携
- 職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業との連携

2. 経済的支援の充実

(1) 経済的自立の支援

- ・障害のある人の生活の安定及び自立と社会参加を支援するため、経済的負担の軽減を目的とした各種制度の周知を図ります。

【主な取組】

- 各種年金や手当等に関する周知及び利用促進
- 障害のある人に対する税制上の軽減措置、交通機関運賃割引制度、放送受信料の減免等の制度の周知及び利用促進

第5節 安全・安心な生活環境の整備

【現状と課題】

町では、「いばらきユニバーサルデザイン推進指針」及び「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、高齢者や障害のある人のみならず可能な限りすべての人を対象として、ユニバーサルデザインの視点に基づく暮らしやすい生活環境の整備を進めています。

一方、アンケート調査では、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」の3割近くを筆頭に、「道路や駅に階段や段差が多い」、「障害者駐車場が少ない、利用できない」などの課題が挙げられており、高齢化の進展とともに町内での移動に困難を抱えている人が増えることが予想されることから、高齢者や障害のある人などの外出困難者や交通弱者に対する支援に努めていく必要があります。

また、火事や地震などの災害時に際しての不安として、「避難所の設備(トイレやベッドなど)や生活環境が不安」が3割以上、「一人で避難することができない」や「投薬や治療など医療的ケアが受けられない」が2割半ばとなっており、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、災害時要援護者の現状把握や情報発信伝達手段の整備、避難誘導や避難生活を支えるための整備を進めていく必要があります。

平成25年6月の障害者基本法の改正により、消費者としての障害のある人の保護に関する規定が設けられましたが、アンケート調査でも消費者被害にあった障害のある人が示されていることから、今後、障害のある人等を対象とした消費者トラブル防止の取組みについても進めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 生活環境の整備

(1) ユニバーサルデザインに基づいた生活環境の整備

- ・公共施設、道路、公園等のバリアフリー化が進んでいない箇所の整備・改築や、これから新設・改修する公共施設については、手すりやスロープの設置等福祉的配慮のある整備を推進します。

【主な取組】

- 建築物のバリアフリー化
- ユニバーサルデザインに配慮した道路や公共施設の改修、整備

2. 移動支援の充実

(1) 移動支援サービスの充実

- ・障害のある人の外出を支援するために、福祉車両を使って、要介護者などを輸送するサービスを行います。

【主な取組】

- 移動支援に関するサービスの充実は、第5章「障害児福祉計画」を参照。

3. 防災・防犯対策の充実

(1) 災害時の支援体制

- ・災害時に自らの身を守ることが困難である障害のある人など避難行動要援護者の名簿登録を推進するとともに、要援護者を適切に避難させる体制を推進します。
- ・民生委員児童委員協議会が進める「災害時ひとりも見逃さない運動」や地域の自主防災組織と連携した要援護者の避難支援体制の整備を進めます。
- ・自主防災組織づくりや防犯パトロール活動の支援などを通して、警察や消防など関係機関のネットワークを構築し、防犯・防災対策を推進します。

【主な取組】

- 避難行動要支援者名簿作成の推進と要援護者の避難支援体制の整備
- 視覚・聴覚に障害のある人に対する緊急災害時の情報伝達手段の整備
- 自主防災組織づくりや防犯パトロール活動の支援

第6節 差別の解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

障害のある人の権利擁護、虐待防止に関しては、障害者虐待防止法が平成 24 年 10 月に施行され、本町でも障害者虐待防止センターを社会福祉課に設置し、業務を行っています。

また、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行となり、県内各市町村では、障害を理由とした差別を解消するための体制整備が進められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「ある」という人は約 3 割で、「外出先」、「学校・仕事場」、「住んでいる地域」などが主な場所となっており、様々な機会を通じて障害や障害のある人、また合理的配慮などについての理解啓発に努めていく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 障害理解の促進

（1）障害に対する広報・啓発の推進

- ・障害及び障害のある人に対する正しい理解、また人権擁護の理解が深まるよう、様々な広報・啓発活動を行い、「心のバリアフリー」を推進します。
- ・福祉・保健・医療・教育に関する研修会、イベントの開催、広報等を通して積極的な啓発活動を推進し、ノーマライゼーション理念の浸透を図ります。

【主な取組】

- 広報紙やパンフレット、ホームページ等の活用
- 各種行事における障害に対する正しい啓発活動の推進

(2) 地域における福祉教育の推進

- ・ボランティア活動や福祉活動のPR、公民館講座や家庭教育学級などあらゆる機会をとらえて福祉教育を推進し、町民の福祉に関する意識の醸成を図ります。

【主な取組】

- ボランティア活動や社会教育を通じての福祉意識の向上

(3) 学校における福祉教育の推進

- ・障害や障害のある人に対する理解の促進を図るため、幼少期から地域の障害のある人とふれあう交流会を実施するなど、福祉教育の充実・実践を図ります。

【主な取組】

- 福祉体験授業やボランティア体験の実施
- 特別支援学校及び特別支援学級と通常学級との交流学习の実施・拡大

2. 差別解消、虐待防止、権利擁護の推進

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

- ・障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害者差別の解消と障害理解の促進にむけた住民・事業者への啓発活動を強化します。

【主な取組】

- 障害者差別解消についての普及啓発

(2) 虐待防止対策の推進

- ・ 障害者虐待防止法を踏まえ、関係機関と連携し、障害者虐待の早期発見、早期解決に向けた体制を構築するとともに、虐待防止体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 障害者虐待防止についての普及啓発
- 障害者虐待防止に向けた関係機関や事業者との連携強化

(3) 権利擁護の推進

- ・ 知的障害のある人や精神障害のある人など、本人の判断能力が十分でない人を支援するため、成年後見制度等の普及啓発や利用相談の促進に努めます。
- ・ 成年後見制度について、わかりやすい周知・啓発に努めます。

【主な取組】

- 成年後見制度の利用促進
- 社会福祉協議会による日常生活自立支援事業等の実施支援
- 民生委員児童委員との連携による相談支援活動の充実